保健福祉センター事業用公用車定期点検整備(法定12カ月点検) 仕様書

1 件名

なにわ 334 め 2023 自動車定期点検整備(法定12カ月点検)

2 対象車両

自動車の種別	車両番号	車体の形状	型式	原動機の型式	登録年月日
普通	なにわ 334 め	ステーションワ	5LA — GNOW	4B12-S91-YA1	令和 5 年 10 月
	2023	ゴン			20 日

[※] 詳細は、別添「自動車検査証」のとおり

3 内容

道路運送車両法第48条、自動車点検基準第2条に基づく自動車定期点検整備及び部品交換 (定期点検整備)

上記2に掲げる車両に関する法定点検

(部品交換)

- エンジンオイル及びオイルエレメント
 - ※点検整備及び部品交換に関する費用については、すべて本契約金額に含むものとし、交換する 部品については、標準仕様品もしくはメーカー推奨品、または同等品以上のものとする。

4 契約期間

契約締結日から令和7年10月31日(金)

5 履行場所

本市指定場所

6 自動車定期点検整備(法定12カ月点検)

請負者は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 48 条及び自動車点検基準(昭和 26 年運輸省第 70 号)第 2 条に基づく定期点検整備を行うものとし、定期点検整備記録及び点検済検査標章の確認を発注者に受けるものとする。

請負者は、本仕様書に基づく整備等により、当該車両の安全及び機能を維持するうえで修理、交換等を必要とする故障箇所を発見した場合は、発注者に速やかに報告を行うこと。

7 車両の受渡及び保管

- (1) 車両の受渡に要する費用は、請負者の負担とする。
- (2) 車両の受渡日時及び場所は、発注者と協議して決定するものとする。
- (3) 請求者は車両整備等の依頼を受けた車両の保管について、請負者は善良な注意を払い責任をもって保管しなければならない。

8 完了報告

請負者は、整備等の完了後に、発注者まで完了報告書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

9 代金の支払い

請負者は、完了報告書の提出後、発注者の検査合格したものについて、発注者あて請求を行い、本 請負契約の支払いを行う。

10 その他

- (1) 本仕様書の疑義がある場合は、発注者と請負者で協議のうえ決定するものとする。
- (2) 別添の特記仕様書各項目を遵守すること。
- (3) 天災等によるもの以外で、納入後3カ月以内に請負者による点検整備の欠陥によるとみなされる 故障が発生した場合には、請負者は無償修理を行わなければならない。

11 担当

〒532-8501

大阪市淀川区十三東2丁目3番3号

淀川区役所保健福祉課(健康づくり担当) 担当:名越

TEL 06-6308-9882

自動車級 多元 証 And Train 令和 5年10月20日 大阪運輸支局長 613230339785 初度登録年月 自動車の種別 用途 自家用・事業用の別 型式指定番号 類別区分番号 乗用自家用 令和 5年10月 普通 なにわ 334 め 2023 20268 0029 ■ # ステーションワゴン 三菱 燃料の程類 使用・保管してください。 内蔵したICタグがありますので、大切にこの裏面には電子部品(ICチップ)を GNOW-0311927 ガソリン・電気 2. 35 kF 前前軸量 前接軸重 原動機の型式 後禄軸重 5LA-GNOW 4B12-S91-YA1 1130 kg 960_{KE} 裏面もご覧ください。 乗車定員 最大稀載量 高さ 2475 KE 2090 kg 471 cs 186 cs 174 使用者の氏名 大阪市 OBD検査対象, プラグインハイブリッド車, 平成28年騒音M1A2A 74dB 3,750rpm (旧) 3, 750rpm, マフラー加速適用車 T9471LU7931418 国土交通省 9724

Fred Tell Med Sun

記録年月日 令和 5年 10月 20日

自動車検査証記録事項

613230339785

1. 基本情報							
自動車登録番号又は車両番号	なにわ 334	め 20	2 3				
車台番号 GNOW-03	3 1 1 9 2 7			9			
登録年月日/交付年月日 令和	· 5年 10月 20日 初度	^{度登録年月} 令	和 5年 10月	有効期間の流	打する日	令和 8.	年 10月 19日
2. 所有者・使用者情報							
所有者の氏名又は名称大阪	市	The second secon					
所有者の住所 大阪	府大阪市北区中之,	島 1 - 3 -	2 0			[27	001 0503]
使用者の氏名又は名称 **:	*	8					
使用者の住所 **:	*						
使用の本拠の位置大阪原	<u> </u>	三東2丁目	3 – 3			[270	023 0055]
3. 車両詳細情報							
車名三菱							[313]
型式 5 L A - G N 0 W		原動	が機の型式 4	B 1 2 - :	S 9 1 - Y	A 1	
自動車の種別普通	用途乗用	自	自家用・事業用の別自家用				
車体の形状 ステーション	ワゴン	[003] 乗	車定員	7人	最大積載量		- _{kg}
車両重量 2090kg 車両	総重量	2475kg 長さ	471 cm	幅	186 cm	高さ	174 cm
前前軸重 1130 ㎏ 前後	後軸重 _{-kg} 後前耳	軸重	後後軸重	960kg 総	排気量又は対	E格出力	2.35 t
燃料の種類ガソリン・電気	気	型式指定番号		20268 類	別区分番号		0029
4. 備考							
[なにわ],新規登録 自動車重量税 免税 [令和5年度税制]会和5年10 次回継続検査時の免税対象車 〇BD検査検査関がリット [〇BD検大後で開びリット車 『ラグイとの展析でリット車を では接排を では接手ででは、3, でフラム でフラム でフラム でフラム でフラム でフラム でフラム でフラム	年10月1日 ゴリ M1A2A 回転数 3,750rp						

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両 I D T9471LU7931418





暴力団等の排除に関する特記事項

- 1暴力団等の排除について
- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。) 第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
 - また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
 - また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと 認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措 置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不 当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程 の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市 グリーン配送適合車(以下「グリーン配送適合車」という。)を使用しなければならない。
 - 注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に おける総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」に定める窒素酸化物排出基 準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合 車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン 配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。 ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合 はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課 自動車排ガス対策グループ

電 話:06-6615-7965

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例 第12 条第1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理 に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(不当要求の防止)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不 適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総

務課(連絡先:06-6308-9625)に報告しなければならない。

(発注者:大阪市 受注者:請負人)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に 発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別 冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守する こと。

生成 AI の利用規定

- ・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定 の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 - https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意の みで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新 の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力 及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任を もって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表 等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティ の確保を徹底して適切に運用すること